

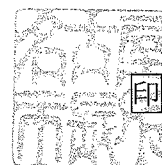
行政文書公開決定通知書

2 財 資 第 1 号
令和 2 年 4 月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2 年 4 月 1 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1 項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	起債届出書 (2019 年度発行分)		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和 2 年 4 月 15 日	午前 時 午後
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

[財地・財公・財営・財準]扱い

31 財資 第 48 号
令和 2 年 2 月 4 日

総務大臣 様

名古屋市代表者
名古屋市長 河村 たかし



令和元年度観光その他事業債の起債に係る届出について(届出)

標記について、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の3第6項の規定により届け出ます。

通常収支分

書

届 変 更 届 出

起 債

地方公共団体名 名古屋市中区

地方債計画区分 事業	起債の目的 事業名	起債対象 業務費	左の財源内訳		充当率 (%)	起債の 申請額	債 起 の 方 法	借 入 条 件			資 金 区 分	同 意 等 基 準 係 数	備 考
			国庫支出金	地方債				一般財源	借入先	年利 率 (%)			
観光その他事業 (建設改良/観光施設(その他施 設))	観光その他事業 (建設改良/観光施設(その他施 設))	2,497.5	200.0	2,297.0	0.5	2,297.0	証券発行	市場公募	5.0%以内	40年 (原則一括償 還)		同意相当	名古屋城天守閣の整 備 ○H31.3.15議決 ○借換予定⑥ ○「証券発行の場合 において、発行価格 が額面金額を下回る ときは、その発行価 格差減額を埋めるた めに必要な金額を起 債届出額に加えた金 額に至るまで発行で きるものとする」
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
					0.0	#DIV/0!							
合 計		2,497.5	0.0	2,297.0	0.5	2,297.0							
											2,297.0		0.0

備考 1 申請の内容に於いて、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別様とする。

2 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。

3 起債の方法の欄には、証券借入及び債券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。

4 証券発行の場合においては、「証券発行の場合においては、発行価格が償還金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債届出額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。

5 償還年限の欄については、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち掲置期間の欄は空欄とすること。

6 年利の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際において、上限利率を記載すること。

7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。

8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。

9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合は、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。

10 同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることとなることと認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることとなることと認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。

11 当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考となる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。

12 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。

13 起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を含む変更後の数値の上欄に()書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

別紙

地方公共団体名 名古屋市

減債基金積立の方法

種類	積立方法	借換時償還割合		
		1回目	2回目	3回目
⑥ その他 3%償還 (通算40年の場合)	当初借入額に対し年3%ずつ積立 1回目: 4年据置、3% × (20年-4年(据置)) 借換時に当初借入額の2%を上乗せして償還 2回目: 4年据置、借換額(当初発行額の50%)の6% × (20年-4年(据置)) 最終償還時に残額を上乗せして償還	50%	50%	

起 債 協 議 届 出 許 可 申 請 書

地方公共団体名 名古屋市

(単位:百万円)

年間起債予定額		決算の状況等		
地方債計画事業区分	起債予定額	実質赤字額の状況		
【通常収支分】		実質赤字額(A)	赤字限度額(B)	(B)-(A)
1 公共事業等	11,494.0	-	16,112	16,112
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	13,578.0			
3 公営住宅建設事業	3,510.0	実質公債費比率(%)の状況		
4 災害復旧事業	0.0	年度	各年度ごとに得た数値(%)	
5 学校教育施設等整備事業	7,654.0	28	11.1	
6 社会福祉施設整備事業	1,457.0	29	8.7	
7 一般廃棄物処理事業	5,525.0	30	8.6	
8-1 一般補助施設整備等事業(一般分)	405.0	実質公債費比率	9.4	
8-2 一般補助施設整備等事業(特別転貸債分)	88.000	連結実質赤字比率(%)の状況		
9 施設整備事業(一般財源化分)	904.0	将来負担比率(%)の状況		
10 一般事業	17,436.0	公営企業における資金不足比率(%)の状況		
11 地域活性化事業	1,007.0	事業名	資金不足比率(%)	
12 防災対策事業	360.0	交通事業(鉄道事業)	17.3	
13 地方道路等整備事業	6,249.0			
14 緊急防災・減災事業	1,903.0			
15 公共施設等適正管理推進事業	2,669.0			
16 公共用地先行取得等事業	818.0			
17 臨時財政対策債	12,411.000	地方債の元利償還金の支払遅延の状況		
18 国の予算等貸付金債	590.0	有	無	
19 水道事業	3,500.0	支払遅延のおそれのあるものとしての指定の状況		
20 交通事業	17,617.0	有	無	
21 病院・介護サービス事業	11,753.0	協議をしなかったこと等による指定の状況		
22 市場事業	961.0	有	無	
23 地域開発事業	20.0	虚偽記載等による指定の状況		
24 下水道事業	25,016.0	有	無	
25 観光その他事業	2,297.0	標準税率未満の状況		
		有	無	
		備	考	
【復旧・復興事業】				
1 公営住宅建設事業	0.0			
2 災害復旧事業	0.0			
3 一般補助施設整備等事業	0.0			
4 一般単独事業	0.0			
5 被災施設借換債	0.0			
合 計	149,222.000			
〔うち普通会計分〕	95,256.000			
公営企業会計等分	53,966.0			

備考 連結実質赤字比率(%)の状況、将来負担比率(%)の状況の欄については、届出を行う場合のみ記載すること。

届出団体調査表

都道府都市名 名古屋市
 担当課名 財政局財政部資金課
 担当者名 穂積
 電話番号 052-972-2309
 事業名 観光その他事業

起債予定 有

団体(組合)名	会計名	運用要綱第一の4の区分				(才)資金不足比率 (%)	(カ)実質公債費比率 (%)
		(ア)赤字事業	(イ)新規事業	(ウ)準建設改良費	(エ)建設改良費等以外		
名古屋市	名古屋城天守閣特別会計					—	9.4

(注)この調査表は、届出による起債予定がある全ての団体において提出すること。

- 事業名については、地方債計画上の事業区分を記入すること。
- 団体(組合)名等を記入し、(ア)から(エ)の項目に該当する場合は、該当箇所に○印を記入すること。
 なお、(才)地方財政法上の資金不足比率、(カ)実質公債費比率については、以下の数値を記入すること。
 決算未提出期間……平成29年度決算に基づく数値
 決算提出後……平成30年度決算に基づく数値
- (ア)から(エ)に該当する場合、各事業により提出書類が異なるため留意すること。
- 一部事務組合等については、全ての構成団体の(カ)実質公債費比率を別紙(様式自由)に記入し提出すること。
- 届出による起債予定が無い場合は、作成の必要はありません。

民間との競合状況調

団体名： 名古屋市

1. 事業概要	2. 周辺の民間施設の状況	3. 民間事業者との協議状況
<p>再建から半世紀以上が経過し、コンクリートの劣化や耐震性の確保など様々な課題が顕著化している名古屋城天守閣について、建替整備を行うもの。</p> <ol style="list-style-type: none">1 事業名：名古屋城天守閣の整備2 事業位置：中区本丸1番1号3 総事業費：505億円<ul style="list-style-type: none">・基本設計、実施設計・仮設工事、解体工事、本体工事、石垣工事 等4 事業期間：平成28年度～令和13年度 <p>なお、当該事業については、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事であることから、民間ノウハウを活用し工期・工程・概算事業費を明らかにするために「技術提案・交渉方式」を採用した。</p>	<p>県内において、歴史的、文化的意味の高い民営の城郭施設はない。 また、名古屋城天守閣は国の特別史跡内にあり、その文化的価値を鑑み自治体による整備を行うものである。</p>	<p>特に協議は行っていない。</p>

(注) 1. 観光施設事業及びその他事業により整備する施設が、民間と競合し又は競合しうる場合について記入すること。(「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)参照)
2. 民間施設と競合しないことを証する書面等がある場合は、当該書面等を添付すること。



第 4号様式 (第 4条関係)

行政文書非公開決定通知書

2 財資第 1-2 号
令和 2年 4月 15 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2年 4月 1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	総務省から受領した、仮に協議したならば同意が認められない場合、その旨通知 (2019年度分)
公開しない理由	請求に係る通知は、総務省から受領していないため取得しておらず、文書が存在しないため非公開とします
備考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 4号様式 (第 4条関係)

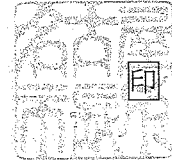
行政文書非公開決定通知書

2 財資第 1-4 号
令和 2年 4月 15日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2年 4月 1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	総務省に提出した起債計画書等の変更届 (2017 年度分)
公開しない理由	請求に係る文書は、総務省に提出しておらず、存在しないため非公開とします
備考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 4号様式 (第 4条関係)

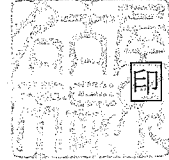
行政文書非公開決定通知書

2 財資第 1-3 号
令和 2年 4月 15日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 2年 4月 1日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	総務省に提出した起債計画書等の変更届 (2018 年度分)
公開しない理由	請求に係る文書は、総務省に提出しておらず、存在しないため非公開とします
備考	<決定を行った所管課・公所> 財政局財政部資金課 TEL 052-972-2309

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。